

議案第 8 5 号

亀山市行政組織条例の一部改正について

亀山市行政組織条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例

亀山市行政組織条例（平成 17 年亀山市条例第 184 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び部に属さない課を置く。

政策部

- （１）秘書に関する事項
- （２）広報及び広聴に関する事項
- （３）市政の総合企画及び調整並びに政策評価に関する事項
- （４）情報政策に関する事項
- （５）行政改革に関する事項
- （６）地域公共交通に関する事項

総務財政部

- （１）議会に関する事項
- （２）文書及び法規に関する事項
- （３）統計に関する事項
- （４）市の組織及び職員に関する事項
- （５）予算に関する事項
- （６）財産管理に関する事項
- （７）入札及び契約に関する事項
- （８）工事設計の審査に関する事項
- （９）工事の検査に関する事項
- （１０）税の賦課及び徴収に関する事項

市民文化部

- (1) 市民相談、自治振興及び地域づくり支援に関する事項
- (2) 市民参画及び男女共同参画に関する事項
- (3) 国際化に関する事項
- (4) 医療給付に関する事項
- (5) 国民健康保険及び国民年金に関する事項
- (6) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- (7) 支所及び出張所の窓口業務に関する事項
- (8) 支所及び出張所の所管区域内の事業に係る関係部との連携に関する事項
- (9) 文化芸術の振興に関する事項
- (1 0) 人権に関する事項

健康福祉部

- (1) 地域福祉に関する事項
- (2) 生活保護に関する事項
- (3) 障がい者福祉に関する事項
- (4) 保健予防及び健康づくりの推進に関する事項
- (5) 高齢者福祉に関する事項
- (6) 地域医療に関する事項
- (7) 児童福祉に関する事項
- (8) 就学前の子どもに対する教育及び保育に関する事項
- (9) 子育て支援に関する事項
- (1 0) 母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事項
- (1 1) スポーツの推進に関する事項

産業環境部

- (1) 農業に関する事項
- (2) 林業に関する事項
- (3) 商工業に関する事項
- (4) 観光に関する事項
- (5) 環境の保全及び創造に関する事項
- (6) 廃棄物対策に関する事項

建設部

- (1) 道路、河川及び橋りょうに関する事項
- (2) 公園及び緑地に関する事項
- (3) 都市計画に関する事項
- (4) 建築に関する事項
- (5) 開発指導に関する事項
- (6) 住宅に関する事項

上下水道部

- (1) 下水道に関する事項

防災安全課

- (1) 危機管理に関する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
(亀山市行政改革推進委員会条例の一部改正)
- 2 亀山市行政改革推進委員会条例 (平成 1 7 年亀山市条例第 1 8 号) の一部を次のように改正する。
第 7 条中「総合政策部」を「政策部」に改める。
(亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正)
- 3 亀山市特別職報酬等審議会条例 (平成 1 7 年亀山市条例第 4 0 号) の一部を次のように改正する。
第 7 条中「総合政策部」を「総務財政部」に改める。
(亀山市スポーツ推進審議会条例の一部改正)
- 4 亀山市スポーツ推進審議会条例 (平成 1 7 年亀山市条例第 7 5 号) の一部を次のように改正する。
第 7 条中「生活文化部」を「健康福祉部」に改める。
(亀山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正)
- 5 亀山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 (平成 1 7 年亀山市条例第 9 9

号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第6条第1項第1号中「生活文化部」を「産業環境部」に改める。

(亀山市環境基本条例の一部改正)

- 6 亀山市環境基本条例(平成17年亀山市条例第104号)の一部を次のように改正する。

第26条中「生活文化部」を「産業環境部」に改める。

(亀山市住居表示審議会条例の一部改正)

- 7 亀山市住居表示審議会条例(平成17年亀山市条例第110号)の一部を次のように改正する。

第7条中「生活文化部」を「市民文化部」に改める。

(亀山市都市計画審議会条例の一部改正)

- 8 亀山市都市計画審議会条例(平成17年亀山市条例第128号)の一部を次のように改正する。

第7条中「産業建設部」を「建設部」に改める。

(亀山市行政不服審査会条例の一部改正)

- 9 亀山市行政不服審査会条例(平成28年亀山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総合政策部」を「総務財政部」に改める。

(亀山市いじめ再調査委員会条例の一部改正)

- 10 亀山市いじめ再調査委員会条例(平成29年亀山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条中「生活文化部」を「市民文化部」に改める。